

■ 地方版子ども・子育て会議について

1. 法令上の位置づけ

- ①子ども・子育て支援法第77条において、市町村の条例で定めることにより設置される審議会その他の合議制の機関と規定されている。
- ②地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関である。
【参考】地方自治法第138条の4第3項
普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

2. 委員の構成

- ①国の子ども・子育て会議の委員について
児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得るため、子ども・子育て支援法第74条で、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者と定められている。
- ②地方版子ども・子育て会議の委員について
法令等で委員構成は規定されていないが、国の会議の委員構成を参考に、バランスよく、幅広い関係者を集めることが想定されている。

3. 求められる役割

- ①自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保する。
- ②子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）。

4. 子ども・子育て支援法第77条第1項に定められた役割

- ①自治体が、教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や、支援事業計画を策定・変更する際には、会議の意見を聴かなければならない。
- ②子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。
※施策や事業の垣根を越えて地域の子育てニーズを一連の政策プロセス（PDCAサイクル）に反映させる上で重要な役割を果たすことが想定されている。

5. 阪南市子ども・子育て会議条例に定められた役割

子ども・子育て支援法第77条第1項に定められた役割に加え、児童福祉その他の市が実施する子どもに関する施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及び意見を述べることができる。

以上